

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第53号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成24年3月20日（火、祝日） 10時15分ごろ	
発生場所	京都府伊根町 <sup>わしき</sup> 鷺崎南東方沖 伊根町所在の丹後鷺崎灯台から真方位130° 2.5海里付近 （概位 北緯35° 38.2′ 東経135° 20.5′）	
事故等調査の経過	平成24年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 みのる丸、2.88トン KT3-7138（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B モーターボート <sup>エイチアンドエイチ</sup> H &amp; H、2.7トン 251-20721 京都、矢野株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 船首部錨台損壊</p> <p>B 船橋右舷側窓ガラス破損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、手動操舵により約1.5ノットの速力ではえなわ漁の投縄作業をしながら南東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、機関を停止して船首をほぼ南に向けた状態で錨泊しながら魚釣りの準備中、平成24年3月20日10時15分ごろ、鷺崎南東方沖において、A船の左舷船首とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、船尾甲板において投縄作業に専念して航行していたところ、衝撃を感じてB船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Bは、魚釣りの準備中、右舷後方から接近するA船に気付いたが、何か用事で近寄ってくるものと思っていたところ、更に接近するので大声を出してB船の存在を知らせようとしたが、B船とA船が衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、鷺崎南東方沖を南東進中、船長Aが、投縄作業に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、魚釣りの準備をして錨泊中、船長Bが接近してくるA船に対して大声を出してB船の存在を知らせようとしたが、A船と衝突したものと</p>

	考えられる。
原因	本事故は、鷲埼南東方沖において、A船が南東進中、B船が錨泊中、船長Aが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操業中も周囲の見張りを行うこと。</li></ul>